

勝都市長の

## お仕事百景

シリーズで勝都市長の仕事を紹介します



4/11

### 水木都亜歌さん 舞踊コンクール受賞報告

全国舞踊コンクールの邦舞第1部で見事に1位となった水木都亜歌(本名・皆川かおり)さんが、報告のために市役所を訪問しました。6歳のときから日本舞踊を始め、大東町鳥海で日本舞踊教室を開いている水木さん。練習に次ぐ練習でつかんだ日本一の栄光に拍手を送りたいと思います。



4/12

### 本年度最初の行政区長会議

行政区長会議は地域ごとに開催されています。例年、最初の会議には必ず出席して「長めのあいさつ」をします。今年も平均で40～50分の時間をいただき、国際ニアコライダー、資源循環型まちづくり、東日本大震災からの復興、地方創生など市の取り組み状況を中心に話しました。



### 放射線に関する

### Q&A

●本庁放射線対策室 ☎ 8331

#### Q. 市内の空間放射線量はどうしたら確認できますか？

A. 市では、定期的に空間放射線量を測定しています。一関西消防署と一関東消防署では毎日、各地域の教育・児童福祉施設・公園の10カ所では週1回、全ての小中学校・保育園・幼稚園などでは年1回、測定を実施しています。測定結果は、市ホームページに掲載しています。

また、各市民センター等32カ所では、毎月、空間放射線量の測定を行っています。結果は15日号の市広報に掲載しています。

そのほか、県でも月1回、市役所本庁、各支所と各地域の公園などで測定を行っています。その結果は県のホームページで確認することができます。

### 1 【2次募集】市の奨学生を募集

- 経済的な理由で修学が困難な人に奨学金を貸与します。
- ◇申請資格…29年4月現在、高校以上に在学している人(大学院は除く)で、その保護者が市内に住居登録して3カ月以上住んでいる人 \*保証人が2人必要。詳しくは問い合わせください
  - ◇奨学金(月額)…①高校生・1万2千円②高専生・2万円③大学生(短大、専修学校専門課程含む)など・4万5千円
  - ◇貸与期間…正規の修学期間内
  - ◇決定通知…7月上旬に世帯の所得状況などを総合的に判断して文書で通知
  - ◇貸与方法…毎月中旬に奨学生本人名義の預金口座に月額分を振り込み \*初回だけ7月下旬に4～7月分
  - ◇返還期間…貸与期間終了後、12カ月据え置きで毎月返還(無利息)
  - ◇申し込み…5月15日㊤～6月15日㊦に申請書を本庁教育総務課または各支所地域振興課へ \*申請書は5月12日㊤以降、上記窓口または市ホームページで取得可
- 市教育委員会教育総務課 ☎ 8823

### 2 5月12日㊦は民生委員・児童委員の日です

- 民生委員・児童委員は、皆さんの暮らしを支えるボランティアです。民生委員制度は今年で創設100周年を迎えます。
- ◇活動内容…①地域福祉活動に欠かせない情報収集②行政機関や福祉団体などとの連携・協力③地域の皆さんが抱えるさまざまな悩みなどへの相談支援④福祉団体などと連携して実施する地域福祉活動⑤子育て支援活動 \*委員には守秘義務があります。個人情報などの保護に配慮します
- 本庁長寿社会課 ☎ 8357、各支所保健福祉課または市民生児童委員連絡協議会 ☎ 3407

### 3 文化財保護に関する手続きに注意 土木工事などを行う場合は照会が必要です

- 開発関係の事業を行う場合は、下記の手続きが義務付けられています。注意してください。
- ①宅地造成や建築・道水路工事など、地下に影響を与える工事を行う場合、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか照会が必要です。
  - ②埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合、工事着手の60日前までに届け出が必要です。(文化財保護法第93条) \*届け出に基づき、工事の立ち会い、試掘調査等の指示を通知
  - ③計画地に遺跡が確認され、当該工事により遺跡が破壊される恐れがある場合、事前に発掘調査が必要です。
  - ④工事中に土器などが出土した場合、現状を保存して速やかに下記へ連絡してください。協議が必要です。(文化財保護法第96条) \*出土品は遺失物法が適用されます。警察署への連絡も必要
- 本庁文化財課 ☎ 0820 または各支所地域振興課

## INFORMATION

### 平成29年工業統計調査を6月に実施します

●本庁総務課統計係 ☎ 内8226 または各支所地域振興課

- 工業統計調査は国の工業の実態を明らかにするために行われます。統計法に基づいた報告義務のある調査です。結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用します。
- ◇調査対象…従業者4人以上の全ての製造事業所
- ◇調査票の配布…身分証明書を持った調査員が訪問し、5月末までに配布
- ◇回答方法…調査票を調査員に提出するかインターネットで回答

### 6月15日㊦まで春の農作業安全月間

●本庁農政課 ☎ 8427 または各支所産業経済課

- 次のことに注意して、農作業中の事故をなくしましょう。
- ◇注意点…①トラクターなどを運転する際は、シートベルトを必ず着用する。斜面や細い農道などでは無理な走行をしない②互いに声を掛け合い、安全意識を共有する③こまめに休息をとり、熱中症を予防する

### 家きん飼養の定期報告

- 本庁農政課 ☎ 8426
- 鶏などの家きんを飼っている人は、飼養状況などを所定の報告書に記入し、6月15日㊦までに県南家畜保健衛生所に提出してください。報告書の配布や受け取りは、市役所本庁農政課、支所産業経済課でもできます。

### 軽自動車税の減免申請を受け付けます

- 本庁税務課 ☎ 8241 または各支所市民課
- ◇対象…①身体・精神に一定級以上の障がいがあり、歩行が困難な人が所有している②障がいのある人が利用するための構造になっている③私立学校・指定自動車教習所で教育や教習に使用する④社会福祉事業に使用している一場合
  - ◇申し込み…5月1日㊤～31日㊦
  - ◇必要なもの…①身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳②自動車検査証③運転免許証④29年度軽自動車税納税通知書⑤印鑑⑥個人番号カードまたは個人番号通知カード

28年度

## 情報公開、個人情報保護制度の状況

市が保有する情報を請求に応じて公開する「情報公開制度」と市が行う個人情報の収集や利用などについての基本的ルールを定めた「個人情報保護制度」の運用状況をお知らせします。

- 情報公開制度の運用状況
    - ①請求、申し出の状況
 

情報公開条例の適用を受ける公文書を対象にした「開示請求」は120件、合併前の旧市町村の公文書公開条例または情報公開条例施行前に作成、取得した公文書を対象にした「対象任意開示申出」は2件で、合わせて122件でした。決定、回答の状況は(表1)のとおりです。
    - ②請求、申出者の内訳
 

開示請求、任意開示申出者の内訳は、個人46件、法人その他の団体76件です。
    - ③対象情報の内容
 

請求など対象情報の内容別処理件数は(表2)のとおりです。
    - ④実施機関別処理件数
 

請求などの実施機関別処理件数は、市長101件、消防本部9件、病院事業1件、議会1件、監査委員1件、教育委員会9件です。
    - ⑤不服申立ての状況
 

不開示の決定などに対する行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。
    - ⑥審議会などの公開
 

市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づいて①会議開催を本庁市民の室と各支所市民ホールなどに掲示したほか、市ホームページで周知②会議録と会議資料を市ホームページで公表③会議録と会議資料を担当課窓口で閲覧できるようにしました。
  - 個人情報保護制度の運用状況
    - ①個人情報の開示請求の状況
 

28年度の自己の個人情報の開示請求は4件でした。請求に対する決定の内容、対象情報の内容別処理の状況は(表3)のとおりです。
    - ②個人情報保護審議会
 

開催日：28年10月12日

◇案件：母子保健、学校保健情報データベース化事業について

◇結果：「個人情報の例外的な取り扱いの可否」について諮問し、答申されました。
- 本庁総務課 ☎ 8221

表1 開示請求、任意開示申出の決定・回答

区分	請求件数	決定・回答の内容					取り下げ
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在	
開示請求に対する決定	120	81	27	1	0	6	5
任意開示申出に対する回答	2	0	2	0	0	0	0
合計	122	81	29	1	0	6	5

表2 開示請求、任意開示申出の内容別処理件数

区分	件数	区分	件数
入札・契約に関するもの	80	行政区に関するもの	3
市道・都市計画に関するもの	7	住所表示に関するもの	1
道路位置指定に関するもの	1	その他	30
		合計	122

表3 個人情報開示請求の処理状況

(1)処理件数	決定の内容					
	全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在	取り下げ
	2	1	0	0	1	0
(2)請求の対象情報の内容別処理件数	証明書の申請に関するもの3件、税金に関するもの1件					